

長期優良住宅建築等計画 提出書類一覧（新築・一戸建て住宅）※1

■認定申請（法第5条：確認書等を取得し申請を行う場合）

（正副各1部提出）

認定申請書	施行規則第一号様式	
委任状	第三者に認定申請を委任する場合	
確認書等	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書（正本：写し 副本：原本又は写し）	
維持保全計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること ・ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること ・ その他長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）を満たすこと 	
図面等	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法並びに階段の寸法
	用途別床面積表	用途別の床面積
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	2面以上の立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置
	断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出
居住環境基準に関する図書	（基準となる区域内である場合）居住環境基準に適合することを証する書類の写し又は確認できる図書※2	
災害配慮基準に関する図書	（災害危険区域内である場合）区域に係る建築に関する制限の基準に適合することを証する書類の写し又は確認できる図書	

※1 増改築基準又は既存基準による認定申請をする場合は、以下の図書も必要です。

状況調査書	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果
検査済証の写し等	建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し等
工事履歴書（既存基準のみ）	新築、増築又は改築の時期及び増築又は改築に係る工事の内容

※2 居住環境基準に適合することを証する書類の写し又は確認できる図書の例は、以下のとおりです。

- ・ 市街化調整区域に建築する場合：事前相談書
- ・ 開発の条例協議が必要な場合：覚書、開発許可通知書、開発行為に関する工事の検査済証等
- ・ 地区計画区域内に建築する場合：地区計画の区域内における行為の届出書（市が計画に適合していることを確認しているもの）

■計画を変更する場合（法第8条：確認書等を取得し申請を行う場合）

（正副各1部提出）

変更認定申請書	施行規則第三号様式
委任状	第三者に変更認定申請を委任する場合
確認書等（変更）	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書（正本：写し 副本：原本又は写し）（変更）
維持保全計画書	（変更がある場合） ・ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること ・ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること ・ その他長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）を満たすこと
変更箇所の申請書各面・ 図面等	（※長期使用構造等に係る変更の場合）図面については登録住宅性能評価機関が確認しているもの

■譲受人が決まった場合（法第9条第1項）

（正副各1部提出）

変更認定申請書	施行規則第五号様式
委任状	第三者に変更認定申請を委任する場合 事業者からの委任、及び譲受人からの委任
維持保全計画書	・ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること ・ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること ・ その他長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）を満たすこと
売買契約書の写し	
認定通知書の写し	最終の認定を受けたもの

■地位承継を行った場合（法第10条）

（正副各1部提出）

承認申請書	施行規則第七号様式
委任状	第三者に承認申請を委任する場合
維持保全計画書	・ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上のもの ・ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること ・ その他長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）を満たすもの
売買契約書の写し・相続証明書・ 登記簿謄本等	名義変更が行われた旨が証明できる書類
認定通知書の写し	最終の認定を受けたもの

■軽微な変更

(正副各1部提出)

軽微な変更届	要綱様式第7号
委任状	第三者に軽微な変更届を委任する場合
変更箇所の申請書各面・ 図面等	(※長期使用構造等に係る変更の場合) 図面については登録住宅性能評価 機関が確認しているもの

■認定計画の取消し(法第14条)

(正副各1部提出)

取りやめ申出書	要綱様式第10号
委任状	第三者に取りやめ申出を委任する場合
認定通知書の原本	

認定申請、変更認定申請、承認申請、取りやめ申出については、申請内容等の確認、通知書の発行等に係る事務処理のため、副本をお預かりし、後日の返却となります。当日にお返しすることができませんので、ご了承ください。

■工事完了報告

(正副各1部提出)

工事完了報告書	要綱様式第8号 住居表示がわかる場合は記入すること
認定長期優良住宅建築等計 画に従って建築工事が行わ れた旨の確認書	別添様式1
検査済証の写し	建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
工事写真 又は 建設住宅性能評価書の写し	添付する工事写真は作成例を参照すること
委任状	第三者に完了報告を委任する場合

■認定計画の申請の取りやめ(法第6条の認定を行う前の申請取り下げ)

(正副各1部提出)

認定申請取下届	要綱様式第5号
委任状	第三者に認定申請取下届を委任する場合